

日仏修好通商条約、その内容と フランス側文献から見た交渉経過 (10・最終回)

～日仏外交・通商交渉の草創期～

在フランス日本国大使館参事官 有利 浩一郎

9 攘夷運動、下関戦争と関税率引下げ

(1) 度重なる外国人襲撃事件及び外国船砲撃事件

さて、文久遣欧使節団がイギリスとの間でロンドン覚書を結びオランダに移った直後の1862年6月26日、江戸のイギリス公使館東禅寺の警備を行っていた松本藩士が、文久遣欧使節団とともにイギリスに赴いたオールコック公使に代わり代理公使として赴任したジョン・ニールを殺害しようとした第二次東禅寺事件が起きる。さらに、同使節団がロシアを去るべく、皇帝アレクサンドル二世に謁見したまさにその日の同年9月14日に、今度は、横浜に近い生麦村の東海道において、乗馬して川崎大師に向かっていたイギリス人4人が薩摩藩の大名行列に乗り入れたために薩摩藩士が抜刀し、イギリス人商人チャールズ・リチャードソンが殺害され、他2人が重傷を負う、いわゆる生麦事件が発生する。続いて、1863年1月31日には、品川御殿山に建設中だったイギリス新公使館が長州藩士に焼き討ちされ、開市開港延期交渉の妥結に重要な役割を果たしたイギリスが、立て続けに襲撃の対象となる。

イギリスは、第二次東禅寺事件の賠償金1万ポンドに加え、4月6日、生麦事件について10万ポンドという桁違いの賠償金の4月26日までの支払を幕府に要求するも、幕府側は將軍徳川家茂が上洛中として度々期限延長を要求、その間に欧米の艦隊が江戸近海にやってきて圧力をかける。イギリスのニール代理公使に加え、フランス全権公使のデュシェヌ＝ド＝ベルクールもイギリスとの間で斡旋の労はとりつつもイギリスへの賠償に応じるべきと幕府に求めている。6月

13日、外国奉行の菊池伊予守隆吉及び柴田日向守剛中がニールに回答延期の了解を求めたがニールは難詰、結局、幕府は戦端が開かれるのを避けるため賠償金を払うことに決し、外国奉行の両名が翌14日、賠償金支払の約定書をニールに手渡すも、支払期限の18日になっても支払は行われなかった。

これは、朝廷が賠償金支払には反対であると分かっている中で、その話を受けたであろう將軍後見役の一橋慶喜が京都から江戸に戻ってくるとの話が出たための方針変更だったようであるが、ニールは激怒し6月22日、事態解決の全権をイギリス海軍のオーガスタス・レオポルド・キューパー東インド・中国艦隊司令官に委任、イギリスと日本の間にいつ戦闘が起きてもおかしくない状態となる。

幕府側の記録によれば、6月23日朝、イギリス軍艦2隻が戦旗を掲げて品川に入り幕府側は驚愕*1、6月24日ついに老中格小笠原長行は横浜で11万ポンド(44万ドル)の賠償金をニールに支払い、かつ、同日、小笠原は各国公使宛に、「我が国と外国との交際は極めて国内世論に反するため諸港を閉鎖し居留外国人を退去させることとしたい、この旨は朝廷から將軍に命令があり、將軍から自分に命令があったため貴殿にお伝えしたものでありこれを了解してほしい、いずれ後刻面談の上事情を申し上げる」との書簡を渡す*2。

小笠原は、賠償金支払で一段落ついた直後に、こうした条約を破棄するがごとき非常識な書簡を渡したのだが、將軍徳川家茂が4月24日に義兄の孝明天皇に攘夷の約束をし、その約束の実行期限が6月25日に迫っていたからというのが表向きの理由であった。

*1) 東京大学史料編纂所維新史料網要データベース「大日本維新史料稿本 文久三年自五月七日至至月八日(其一)」番号87生麥殺傷一件小笠原長行償金付度ノ事二意ヲ決シ是夕海路横濱ニ至ル。軍艦の中橋に青色の戦旗を掲げ、外国奉行がこれを通訳の森山に聞いたところ戦旗を意味すると答えた、とされている。

*2) 東京大学史料編纂所維新史料網要データベース「大日本維新史料稿本 文久三年自五月九日(其四)」番号75老中格小笠原長行通告各国公使。ただし、そこでは、この文書の原本は伝わっておらず、オールコックの著書に掲載されたものを訳出したと解説されている。なお、前掲アラン・コルナイユ著「最初の日仏条約」282頁にもデュシェヌ＝ド＝ベルクールが外務大臣に宛てた書簡の付録としてこの通告の仏訳が出ているが、全く同内容である。

しかし、デュシェヌ＝ド＝ベルクールの本国宛の書簡を見ると、これは、幕府が、イギリスからは武力をもって賠償金支払を迫られる一方、朝廷や一部の諸大名からは攘夷の実行を迫られ賠償金支払などのもつての他という状況の中で、小笠原が一計を案じたということのようなのである。つまり、賠償金を払ってイギリスとの戦争を回避し、一方で、諸港の閉鎖と外国人退去を欧米各国に宣言して朝廷や一部の諸大名に対し攘夷の実行に着手したと言えるようにし、実際には、欧米各国に厳しい反論を書くよう頼み、それをもって攘夷派の氣勢を削ごうという戦略だったのである。

実際、各国公使は即座に条約違反であるとの強硬な反論書を幕府に送っている。デュシェヌ＝ド＝ベルクールも、「日本の役人が条約に反する告知をしようとも条約を順守すべきであり、前年の文久遣欧使節団との覚書通りに執り行うべきである」「貴殿から送られた荒くれた通知をフランスに送り文明の国々の歴史にも例のない条約破棄を元に戻しこのような企てを行おうとした者を罰する方法を実施させる」「横浜にいるジョレス提督に本件を伝え彼は日仏条約を破ろうとする者に対処するだろう」と小笠原に武力行使も辞さないとの返事をしているのである*3。

小笠原は、その後、反幕府・攘夷派一掃のため、イギリスからの2隻の備船を含む5隻の船で1千6百名の兵員を率い江戸を出発、7月15日、大坂に上陸している。そのまま京都に上る計画だったが、朝廷に足止めされ京都に残っていた徳川家茂は入京を認めず、この「クーデタ」は失敗に終わってしまうのである。

さて、小笠原がイギリスに賠償金を払い、鎖港と外国人追放の書簡を各国公使に出した翌々日の6月26日、攘夷実行の期限が来たとして、長州藩がアメリカ商船ペンブローク号を砲撃、続いて7月8日にはフランス海軍通報艦キャンシャン号を砲撃、7月11日にはオランダ海軍メデューサ号も砲撃される。これに対し、7月16日にアメリカ海軍ワイオミング号が長州藩軍艦を撃沈、続いて7月20日にはフランス海軍セラミス号とタンクレド号が下関の砲台を破壊するなどしたが（下関戦争）、長州藩は引き続き攘夷の構えをとり、下関海峡は通航不能な状態が続いた。

一方、イギリスは、薩摩藩に対し生麦事件の賠償金支払を直接求めることとして、7隻の艦隊を横浜から派遣し、8月11日に鹿児島湾に到着、交渉を持ちかけるも決裂し、8月15日、薩摩藩の汽船3隻を拿捕、これに対し薩摩藩側が砲撃を行って戦闘状態に入る（薩英戦争）。鹿児島城下は砲撃による火災焼失の被害が出たが、イギリス側にも大きな被害が出て、イギリス艦隊は8月17日、鹿児島を出て横浜に戻る。その後、11月に入り両者の交渉を経て、最終的に薩摩藩は2万5千ポンドの賠償支払を受け入れるも、幕府から借り入れて支払うこととし、しかも最終的にはこの借入れを返済しなかったため結局薩摩藩自らの懐は痛まない形での決着となった。また、イギリスは薩摩藩の求めに応じて軍艦購入の斡旋を承諾し、これ以降、イギリスと薩摩藩が接近していくことになる。

外国人殺傷も引き続き発生する。10月14日、フランス陸軍アンリ・カミュ少尉が横浜から程ヶ谷（保土ヶ谷）宿に向かう途中で襲われ殺害されたのである。そして、フランス側は幕府に犯人逮捕と賠償金支払を求めるも解決しない状況が続くのである。

（2）横浜鎖港問題、第二次遣欧使節団と第二次下関戦争

長州藩は攘夷を幕府任せにせず孝明天皇自らが行うべきとの攘夷親征論を唱え、9月25日には攘夷親征につなげるための大和行幸の詔が孝明天皇の真意に沿わない形で出されるに至る。それまで天皇から上洛を求められていた薩摩藩は京都守護職の会津藩と合意し、また、他の攘夷各藩ももはや長州藩にはついていけないとして、9月30日、堺町御門の変を起こし、朝廷から長州藩を追放する。しかし、朝廷が攘夷論を撤回したわけではないため、幕府は、横浜・長崎・箱館の三港の閉鎖は難しくとも横浜の鎖港のみは実現して朝廷の意に沿おうとし、10月末、アメリカ・オランダ、引き続いてイギリス・フランスに対して横浜の外国貿易への閉鎖を申し入れる。当然、これら四ヶ国は条約違反となる横浜鎖港は話にならないとして、幕府側との面会を断る展開となる。こうした中、幕府は、カミュ少尉殺害事件の賠償交渉、長州藩の下関砲

*3) 東京大学史料編纂所維新史料網要データベース「大日本維新史料稿本 文久三年至五月十日ノ二」番号44 佛国公使書翰小笠原圖書頭宛及び前掲アラン・コルナイユ著「最初の日仏条約」86頁。

撃事件の解決に加え、横浜鎖港の問題を議論するため、2回目となる遣欧使節団の派遣を決め、12月5日、若年寄の田沼意尊と立花種恭らがデュシェヌ＝ド＝ベルクールを横浜に訪ね、その考えを説明する。そして、使節団は、外国奉行で26歳の池田筑後守長発を正使として、1864年2月6日にフランス海軍コルベット艦ル・モンジュに乗って横浜を発つのである。

また同年1月26日には、**3** (3) で述べた第1回遣欧使節団とフランス政府の1862年パリ覚書における「酒及びフランス産品の関税の減税方法につき在日フランス公使と取り決める」との合意に基づき、同使節団の全権であった竹内下野守保徳及び副使であった松平石見守康英がデュシェヌ＝ド＝ベルクールを訪ね、税率を、酒・蒸留酒は5%に、時計・鎖も5%に、一定のパリ産品は6%とする大幅な減税で合意している。

横浜鎖港の問題については、長州藩排除後の朝廷が有力大名の上洛を命じ、1864年2月7日に参預会議が形成され議論がなされた。当初、一橋家当主徳川慶喜、越前藩前藩主松平慶永、土佐藩前藩主山内豊信、宇和島藩前藩主伊達宗城、会津藩主松平容保が参預に任命され、2月20日に薩摩藩主の父島津久光も任命されたが、徳川慶喜を除く参預達は攘夷は不可能として鎖港に反対する一方、攘夷に反対していた幕府の側の徳川慶喜の方が、攘夷を主張する孝明天皇との関係を気にしつつ、開国を主張する島津久光の勢力拡大を警戒して横浜鎖港を主張する展開となり、結局4月には参預会議は消滅してしまうのである。

その一方で、第2次遣欧使節団は、エジプトのピラミッドやスフィンクスも見た上で、4月15日にマルセイユに到着、4月20日にはマルセイユを発って翌日パリに到着する。一行は、1862年6月30日に完成した大型高級ホテルのル＝グラン＝トテル（現在のインターコンチネンタル＝ル＝グラン）に宿泊、4月23日にはドルアン＝ド＝リュイス外務大臣と大臣公邸で会談し続いてル＝グラン＝トテルでも歓談*4、5月3日に皇帝ナポレオン三世に謁見、5月7日にドルアン＝ド＝リュイス外務大臣と再び会談し交渉に入るのであ

る。使節団と同外務大臣の会合は、この後も5月11日、5月17日、5月28日と持たれるが、日本側は横浜鎖港について持ち出したのに対し、同外務大臣は、横浜鎖港などもつてのほかで、そもそも外国人殺傷や外国船砲撃により1862年のパリ覚書で兵庫・新潟の開港と江戸・大坂の開市の延期の代償として取り決めた事項を日本は守っておらず本来は開港開市の延期も取り消されるべき、ただし現在開港している横浜・長崎・箱館の三港を「自由港」（定められた港湾区域内にいる限り輸入貨物に関税を課さない）とするのであれば開港開市の延期を引き続き認めて良いと主張する。日本側は自由港について国内取引に支障を来し、財政収入の減少も招くと主張するも、フランスとしてはこの提案を拒絶するなら日仏条約の厳格かつ完全な実施を無理にでも求めざるを得ないとも主張している*5。日本側は本件の判断権限を有さないのも日本に帰ったのちこの要求を将軍に示すと答えるが、フランス側はこうした拒絶は外国との間で戦争を引き起こすだけでなく、内戦すら引き起こしかねないと言い、自由港を認めればいくつかの大名の反対のリスクがあるにしても外国との戦争は避けられ、かつ、フランスの支援を受けることができることにもつながると説く。

5月28日の会合でも上記の主張がフランス側からなされたが、日本側が秘密会合を要求し正使の池田、副使の河津伊豆守祐邦、目付の河田相模守熙、通訳、フランス側がドルアン＝ド＝リュイス外務大臣ともう一名のみで話し合いを続け、フランス側は自由港の主張を諦める一方で、(ア) 前年の長州藩による下関でのフランス軍艦砲撃について、長州藩主と将軍の両方が責任を負うべきであり、将軍が10万ドルを、長州藩主が4万ドルを賠償として支払うべきであること、(イ) 下関海峡の通航の自由を幕府の助力を得てフランス自らが確保すること等を主張し、(ア) については日本側がこれらを認め、(イ) については3ヶ月経っても通航の自由が確保できないときはフランス及び他の国が幕府と力を合わせて通航の自由を確保することで日本は合意し、これらに加えて関税率引下げも記し

*4) このときは横浜鎖港の交渉には入っていない。なお、ドルアン＝ド＝リュイス外務大臣は病気でパリに來られずマルセイユに残った随員の横山敬一を気遣う発言をしている（前掲東京大学史料編纂所維新史料網要データベース「大日本維新史料稿本 元治元年自三月二十日」番号39池田筑後守外佛國行御用留及び番号44池田筑後守外佛國行御用留）。結局、横山はマルセイユにて4月26日死去しており、近世で記録に残る初めてのフランスでの日本人の死者であろう（前掲東京大学史料編纂所維新史料網要データベース「大日本維新史料稿本 元治元年自三月廿一日至同月廿二日」番号77遣外使節池田長發外一名書翰幕府宛に（旧曆三月）「廿一日到病死」との記述あり）。ちなみに、彼の墓はマルセイユのサンピエール墓地に現存しているとのことであるが筆者はまだ訪問できていない。

*5) フランス側は、1862年に行ったメキシコ出兵（この会談の時点ではフランスの勝利が継続していた）の例も持ち出している。

たパリ約定が、6月20日、池田、河津、河田とドルアン＝ド＝リュイスとの間で締結される。

また、6月1日、使節団からドルアン＝ド＝リュイス外務大臣に対し、前年に殺害されたカミュ少尉の遺族宛てに、3万5千ドル（19万2千5百フラン）の扶助金が渡されている。

しかし、結局、使節団は本来の交渉目的だった横浜鎖港を全く認めさせられなかったため、江戸に戻った池田は領地の半分を召上げの上蟄居、河津は免職の上蟄居の処分を受ける。そして、8月25日、幕府はこのパリ約定の破棄を各国に通知するのである。

ここで、前年の堺町御門の変で朝廷から追放された長州藩であるが、8月20日、長州藩の罪の回復を孝明天皇に訴えるべく京都御所を襲撃し、禁門の変を起こすものの、幕府側に敗北して長州藩は朝敵となる。こうした中、下関海峡の通航が妨げられていることに対して、8月末にイギリス・フランス・アメリカ・オランダの四ヶ国艦隊が横浜を出航し、9月5日以降下関の砲台を攻撃・占領して破壊し長州藩は惨敗（第二次下関戦争）、8日に和議交渉を開始し、長州藩は下関海峡の通航の自由を確保すること、下関砲台の大砲の各国による接收を認めることに合意し、10日に再び交渉、14日に下関海峡の通航の自由の確保、石炭食料薪水等の給付、風波の難を避ける場合の下関上陸許可、下関海峡の砲台建築・大砲設置の禁止、賠償金は江戸で四ヶ国の公使が決定との5点からなる講和が成立する*6。なお、フランスが接收した青銅製大砲は2門がパリの廃兵院（レ＝ザンヴァリド）に展示されていたがうち1門は貸与の形で下関市立長府博物館に里帰りしている。もう1門は引き続きパリの廃兵院に展示されているが、そこには、毛利家の家紋と「十八封度砲（18ポンド砲）」「嘉永七歳次甲寅季春 於江都葛飾別墅鑄之（1854年春、江戸葛飾別所にて鑄造）」の文字が刻まれ、現在の江東区の南砂団地の辺りにあった長州藩の大砲鑄造所で鑄造されたものであることが分かる。



パリ廃兵院展示の長州藩の大砲

（3）下関戦争賠償金、兵庫開港要求事件と改税約書による関税率引下げ

さて、四ヶ国艦隊と長州藩との間で「江戸で四ヶ国の公使が決定する」とされた賠償金の問題である。イギリスのオールコック、フランスのロシュ、アメリカのロバート・プルイン、オランダのポルスブルックの4人の公使は、この賠償金を長州藩ではなく幕府に請求するのであるが、多額の賠償金を要求することで幕府が払いきれずに他の港の開港の要求に応じざるを得なくなるよう仕向けようとの作戦で、幕府に300万ドルの賠償金支払を求めると決めたようである*7。長州藩は、賠償金は四ヶ国の公使が決定するということが気になって、横浜に井原親章、杉徳輔（孫七郎）、山縣半蔵（宍戸璣）及び伊藤春輔（博文）を送り、9月19日に四ヶ国公使と会談するが、公使達が「幕府に談判することになった」と告げたため長州藩一行は大いに安心し、また、公使達から下関開港の話が出るも一行は「朝廷・幕府の命があればいつでも開港す

*6) 前掲東京大学史料編纂所維新史料網要データベース「大日本維新史料稿本 元治元年自八月十三日ノ二至八月十四日ノ一」番号105毛利敬親一代編年史。

*7) 前掲東京大学史料編纂所維新史料網要データベース「大日本維新史料稿本 元治元年自九月二十二日ノ二」番号31下ノ賠償金事件。なお、ここには、アメリカのプルインとイギリスのオールコックが200万ドルの賠償金請求で合意していたところ、フランスのロシュがさらに強迫を行うべきと主張して請求額が300万ドルに引き上げられたとある。

る」と返答している*8。そして10月22日、四ヶ国公使は若年寄酒井飛騨守忠岫との間で、違反を犯した大名を罰するのは幕府の責任であるので賠償は幕府が引き受けるべきという理屈で、四ヶ国に計300万ドルの賠償金を3か月ごとに50万ドルずつ6回に分けて支払うこと、賠償金支払の代わりに将軍が下関又は瀬戸内海の港を開きたいと申し出た場合各国政府はそれを承諾するか引き続き賠償を求めらるかを選択できること等を合意するのである*9。ただし、幕府は結局国情が許さないとして、1865年4月5日に下関又は瀬戸内海の港の開港は出来ないことを四ヶ国公使に告げ、巨額の賠償金の支払に着手することになるのである。

その後、オールコックに代わってイギリス公使となったハリー・パークスは、将軍徳川家茂が大坂に居るのを好機として、11月1日、フランスのロシュ、アメリカの新公使アントン・ポートマン、オランダのポルスブルックとともに軍艦9隻で横浜を出航し、11月4日に兵庫沖に至り、幕府に対し未だ勅許が得られていない各国との修好通商条約の勅許と兵庫の早期開港を求め、勅許が得られないなら自ら直接京都に赴いて朝廷と交渉すると告げる。11月21日には、幕府に対し、下関戦争賠償金の3分の2を放棄する代わりに条約の勅許、兵庫開港の早期実施、関税率引下げを要求し、これに対し、11月24日、幕府から、朝廷は条約を勅許したが兵庫開港は不許可となったこと、下関戦争賠償金は全額を支払うこと、関税率引下げについては江戸で交渉することの3点の返答がなされる。

その後の関税率引下げの交渉では、イギリスを中心に、清との間で結ばれた条約の税率を参考とするよう要求がなされており、最終的に1866年6月25日に「改稅約書」の形で老中の水野和泉守忠精と4ヶ国の公使との間で調印がなされ、それまでの各国との修好通商条約で定めていた税率を新たな税率で置き換えることになった。特に、元々、価格の20%や35%の高

率関税も存在していたところ、税率を当時の従価税換算で5%となるように大幅に引下げ、かつ、多くの物品について関税率を価格ではなく量に応じて定める従量税とすることになり、日本にとっては極めて大きな減税を受け入れる結果となった。

10 幕府・薩摩藩とフランス、そしてその後 (1) 幕府とフランスの接近、駐仏領事の任命

1864年4月27日、デュシェヌ＝ド＝ベルクールに代わって江戸に駐日フランス公使として着任したロシュは、12月1日、勘定奉行小栗上野介忠順から造船所・製鉄所建設の斡旋について相談を受け*10、続いて、12月8日、老中の水野和泉守忠精、阿部豊後守正外、諏訪因幡守忠誠の3名から書簡にて正式に斡旋依頼を受ける*11。そして1865年2月24日幕府との間で正式に横須賀への製鉄所・修船所・造船所等の建設の約定書を取り交し、フランス人レオンス・ヴェルニがその建設に当たるのである*12。ここには横須賀湾が地中海岸トゥーロン湾に似ていることからトゥーロン湾で建設されたものに倣って建設する、と書かれており、横須賀がトゥーロン軍港をモデルにしたことが分かる。この後、幕府は、1865年に外国奉行柴田日向守剛中をフランスに派遣、柴田は8月26日にマルセイユに到着後、フランスに一時帰国していたヴェルニの案内を得て29日にトゥーロン軍港に行き製鉄所・修船所・造船所等を視察、9月6日にパリに到着している。そしてロシュ公使から紹介を受けた銀行家のポール・フリュリ＝エラルと会い、日本国の事務を取り扱うよう依頼した上、10月12日付書簡においてドルアン＝ド＝リュイス外務大臣に対し外国コンシユルゼネラル（総領事）の例をもって相当の待遇をお願いしたいと依頼している*13。これに対し同外務大臣は、10月21日付書簡において日本のロシュ公使を通じて手続をしてほしいが日仏の友好関係を鑑み日本が

*8) 前掲東京大学史料編纂所維新史料網要データベース「大日本維新史料稿本 元治元年自八月十八日ノ二至八月十九日ノ一」番号82毛利敬親勤王事績。
 *9) 前掲東京大学史料編纂所維新史料網要データベース「大日本維新史料稿本 元治元年自九月二十二日ノ二」番号2舊幕下ノ関償金書類抜萃、英文は同番号11下関覽書。なお、なぜ幕府が長州藩の払うべき多額の賠償金をいとも簡単に肩代わりしたかであるが、同データベース「大日本維新史料稿本 元治元年自九月六日ノ一」41下ノ関外國船砲撃事件によれば、10月6日の老中の水野和泉守忠精、牧野備前守忠恭、諏訪因幡守忠誠と四ヶ国公使との交渉で、幕府側から、長州征伐を近く行うので毛利家が領地没収となれば幕府が賠償金を引き受けざるを得ず、また同家が降伏すれば同家から賠償金を差出させるとして、幕府が引き受けて良いと答えており、この時点では長州征伐により幕府が長州藩を滅ぼすことを前提としていたからのものである。
 *10) 前掲東京大学史料編纂所維新史料網要データベース「大日本維新史料稿本 元治元年自十一月十日ノ二至十一月ノ二」番号64目付栗本鯉書翰勘定奉行小栗忠順宛。
 *11) 同上番号67老中書翰佛國ロッシュ宛。
 *12) 前掲東京大学史料編纂所維新史料網要データベース「大日本維新史料稿本 慶應元年自正月二十八日至正月二十九日」番号79横須賀製鐵所一件約定書。
 *13) 前掲東京大学史料編纂所維新史料網要データベース「大日本維新史料稿本 慶應元年自八月十八日至八月二十四日」番号151續通信全覽。

フリュリ＝エラル氏に与えた職務名を彼が名乗ることは自分限りでは異存はないと返信しており*14、これを踏まえ、1866年3月5日、将軍徳川家茂からフリュリ＝エラルに対する任命書が発出され、日本人がフランスに渡航した時に船の遭難・漂流時の取扱いや製鉄器械の新開発、大小砲の新発明、武器器械の調達、陸海軍伝習等に関する用向きをパリにて引き受け取りはからうよう、当分、およそ領事官の心得をもって取り扱われることを知らせ*15、同日付書簡で老中の水野らよりロシュに対しドルアン＝ド＝リュイス外務大臣に通知するよう依頼している*16。これが、日本政府による初めての在パリ総領事の任命である。

なお、ロシュは、このほかにも横浜仏語伝習所の設立、1867年のパリ万国博覧会への幕府の参加推薦、フランス軍事顧問団の招聘と幕府軍の訓練といった形で幕府との間で深い関係を築いていく。

(2) 1867年パリ万博と幕府、薩摩藩

1867年のパリ万国博覧会について、ロシュは1865年8月15日に幕府に参加を勧告、8月22日に幕府はロシュに参加する旨の返事を行っている。そして1867年2月15日、将軍徳川慶喜の弟で13歳の徳川昭武が万国博覧会の使節団を率いてパリに向けて出発、4月3日マルセイユに到着、11日にパリに到着し、28日にナポレオン三世に謁見している。

一方で、薩摩藩は、1865年に密航留学生を送った際、ベルギーの男爵でフランスの伯爵でもあるシャルル・ド＝モンブランと接触し、1867年のパリ万国博覧会への出展も見据えた上で商社設立に合意している。その後、薩摩藩は家老の岩下方平を団長としてパリ万国博覧会に使節団を送る。幕府側より一足早く1867年2月初めにパリに到着し*18、モンブランとともに出展準備を進めるが、薩摩藩が琉球国王の名で独立



ポール・フリュリ＝エラルの墓*17

国であるかのような出展を行おうとしているのを、到着した幕府側が見つけて驚き、外国奉行の向山一履及び支配組頭の田辺太一はこれに抗議、4月24日、パリにて幕府側の田辺と薩摩藩代理人のモンブランとの間で議定書が作成され、「Japon」の名の下、共通の旗としていずれも日の丸を掲げるも、幕府側は大君政府を名乗って葵の御紋を掲げ、薩摩藩側は琉球国王とは名乗らないが薩摩太守政府と名乗って丸十字の紋を掲げることで合意を見る*19。しかしながら、例えば4月25日の「ラ＝フランス」紙では「大君は日本全体の皇帝ではなく、薩摩太守及び他の16（ママ）の国主と同じ単なる一大名である。一言で言えば大君は独立した君主であり自身の領国の中では主権を有するが数ある大名に対する権威はなく、優位に立っているの

*14) 同上番号156書翰リウイー柴田剛中。

*15) 前掲東京大学史料編纂所維新史料網要データベース「大日本維新史料稿本 慶應二年自正月十八日至正月十九日」番号82将軍直書佛人ヘラルト宛。

*16) 同上番号83水野忠精等書翰佛公使ロセス宛。

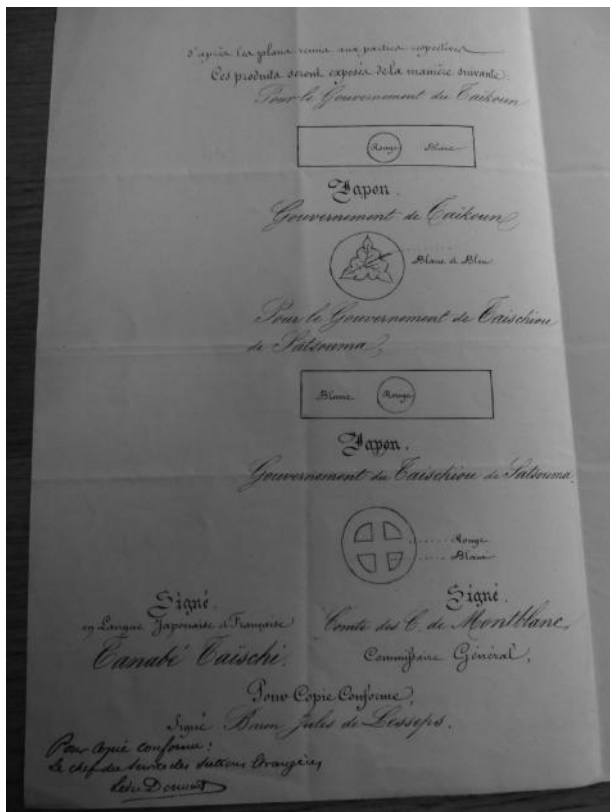
*17) フリュリ家の墓であり、ポール・フリュリ＝エラルもここに埋葬されている。場所は、パリの南郊ビュール＝シュール＝イヴェット (Bures-sur-Yvette) のRue des Trèflesの突当りの共同墓地である。

*18) フランス外務省外交史料館所蔵資料40ADP1 (Japon Affaires Diverses 1862-1868) 中に1867年2月9日付の岩下方平の外務大臣への面会申込みの毛筆の書簡が残っており、「主君琉球國王の命に依て」という記述もなされている。なお、以下に写真掲載する「パリ万博を巡る幕府と薩摩藩の議定書（写し）」も同じ資料の中に残っている。

*19) なお、幕府の参加要請に応じて佐賀藩もパリ万国博覧会に肥前太守政府を名乗って出展しており、使節団長は佐野常民であった。また、この佐賀藩の出展の際に佐賀の商人としてパリまで派遣された野中元右衛門がパリ到着当日の1867年6月14日に死去、その墓がペール＝ラ＝シェズ墓地に建てられており、2017年6月17日には没後150年の慰霊祭が同墓地にて開かれた。

ではなく同輩に当たるのである、（この議定書が）その証拠である」といった記事が掲載されるなど*20、この議定書を巡り、モンブランの影響で多数の新聞に日本が連邦的な国家であって将軍は数ある大名の一つに過ぎないといった記事が出たようである。

モンブランは8月28日、薩摩藩の岩下とともにマルセイユを出港して10月19日に長崎に到着、その後薩摩に向かう。ただ、この直前、8月9日に、後に駐フランス公使となる鮫島尚信や後に駐イギリス公使となる森有礼など薩摩藩の当時の欧州留学組が大久保市蔵（後の利通）らに宛てて、家老の岩下がモンブランを雇い薩摩に同伴帰朝するのを非難し、警戒するよう建言する書簡を送っている*21。



パリ万博を巡る幕府と薩摩藩の議定書（写し）の後半部分（フランス外務省外交史料館蔵）

（3）その後

日本では、1862年のロンドン覚書・パリ覚書で延期された江戸・大坂の開市と兵庫・新潟の開港時期である1868年1月1日が迫っていた。兵庫の開港はイギリス・フランス・アメリカの艦隊が見守る中、同日に行われ、大坂の開市も同日にやはり実施された。しかし、1月3日には王政復古の号令が発せられ、28日には鳥羽・伏見の戦いが起こり戊辰戦争が始まる。2月9日には新政府側の外国事務総裁嘉彰親王が各国公使に書簡を送り旧幕府締結の条約を遵守することを宣言する*22。5月3日には江戸城が無血開城されるが、戊辰戦争はジュール・ブリュネをはじめとするフランス軍事顧問団の一部も旧幕府側に加わった箱館戦争の翌1869年6月27日の終結まで続くことになる。条約との関係では、江戸の開市と新潟の開港がロンドン覚書・パリ覚書の定めから1年後の1869年1月1日に実施された。江戸は既に前年の1868年9月3日に東京に改称されていた。

薩摩にいたモンブランは、新政府の発足とともに京都に移ったようであり、特に1868年2月4日の神戸事件（備前藩士が三宮で外国兵に発砲）、2月8日の堺事件（土佐藩士がフランス軍艦乗組員を殺傷）の收拾に当たり新政府に助言を行ったようである*23。こうした貢献に報いるため、新政府外国事務総督の伊達宗城は幕府が任命したフリュリ＝エラルを解任してモンブランを在仏日本総領事として任命することを3月3日にロシュ公使に通知する*24。ただし、フリュリ＝エラルには解任通知が届いておらず1869年12月12日に澤宣嘉外務卿からロシュの後任のマクシミリアン・ウトレイ公使に対し解任通知を届けるよう書簡で依頼している*25。また、モンブランは同年7月21日に外国官知事の伊達宗城と面会した時に総領事職では国事（政務）を裁けないとして代理公使（Chargé d'affaire）の役職を希望しており*26、澤外務卿は10月21日付でモンブランの代理公使としての派遣をウト

*20) 19世紀百科事典事務局編「百科年鑑」1867年版997～998頁（《Annuaire encyclopédique》en 1867 par le bureau de l'Encyclopédie du XIXe siècle）。この百科年鑑では日本の項をモンブランが執筆しているため、極めて薩摩藩寄りの記事となっている。なお、宮川孝著「ベルギー貴族モンブラン伯と日本人」は大変詳しくモンブラン伯の経歴を追っており、その28頁では「ル＝フィガロ」「デバ」「ル＝タン」「ル＝プティ＝ジュール」の各紙にも同様な記事が出たとしている。筆者の調べたところでも1867年4月26日付「ル＝フィガロ」紙、同日付「ラ＝リベルテ」紙にそのような記事が出ている。

*21) 前掲東京大学史料編纂所維新史料網要データベース「大日本維新史料稿本 慶應三年自七月九日ノ二至同月十一日」番号91慶明雑録。

*22) 復古記巻二十一603頁。

*23) 前掲宮川孝著「ベルギー貴族モンブラン伯と日本人」32頁。

*24) 外務省蔵版「大日本外交文書」第一巻第一冊345頁。

*25) 前掲外務省蔵版「大日本外交文書」第二巻第三冊307頁。

*26) 前掲外務省蔵版「大日本外交文書」第一巻第一冊855頁。

レイに打診する。しかし、ウトレイが難色を示したため同外務卿は上記12月12日付書簡において代理公使は諦め公務弁理職に任じた旨をウトレイに通知している。モンブランは、1869年12月26日に日本を立ちフランスに1870年春に帰国したようであるが、フランス外務省内の検討の結果、ウトレイが代理公使と公務弁理職の違いが不明だと言っており、かつ、モンブランは公務弁理職が代理公使を意味すると言っていること、ウトレイが欧州人は日本政府の絶対的信用は決して勝ち得ずその精神・思考・感情を体現できずにむしろ欧州人は障害にすらなると言っていること、モンブランの本件任命は褒賞にしか過ぎないことを挙げて、総領事としての認可を与えるのは良いが、外交的性格を有することに関する限り彼の持つ信任状の真の性格が明らかになるまでは代理公使としての承認を延期すべきとの進言が、1870年2月28日に外務省内から外務大臣に対して行われている^{*27}。

その結果、モンブランはフランスへの帰国後、フランス外務省から総領事としては認められたものの代理公使としては認められず、一方で澤外務卿はウトレイから公務弁理職は代理公使なのか総領事なのかと問われてどちらだと画然とさせることはできないと答え、モンブランはモンブランで外務卿に対し「天皇からナポレオン三世に対し、公務弁理職が『総領事兼代理公使』を意味し外交官に該当する」旨の書簡を送ってほしいと要請している^{*28}。しかし、結局、日本政府は鮫島尚信を小弁務史（代理公使相当）としてフランスに送ることを決め^{*29}、11月21日付でモンブランの公務弁理職の解任がウトレイに通告されるのである。

さて、明治時代に入ってから、不平等条約の改正が明治政府の一大課題となった。交渉の末、日仏間において、より平等な条約として1896年に日仏通商航海条約が締結されるのであるが、その際、同条約第23条によって日仏修好通商条約は廃止されたのである。

㊦ 終わりに

日仏修好通商条約とは結局どういった条約だったのであろうか。日本の関税自主権は認めず、フランスの治外法権とフランスへの片務的最恵国待遇を認めている点を取りあげれば確かに日本に不平等な条約である。さらに、金銀通貨の交換比率について重量換算を認めたことも日本にとって良くない結果をもたらした。

しかし、フランスでは貿易港の制限も日本人の移動の制限もなかったのに対し、同条約ではフランスが貿易できる港が当初3港、将来的にも5港に限定されていたことや、外交官以外のフランス人は開港の周辺等に移動が制限されており、フランスにとっても不平等な条約であった。さらに、価格の20%や35%といった高関税率は、日本側に関税自主権がなかったことを埋め合わせる役割を果たしていたとも言える。だからこそ、フランスを含む四ヶ国は、開港の早期化・増加や関税率の引下げを要求したのである。

また、同条約の和文と仏文に解釈の齟齬がある場合には蘭文によるとして、日仏両言語間の平等な取扱いを勝ち取ってもいる点も注目に値する。

こう考えると、国際法の知識・経験がなかったにもかかわらず、幕府の担当者は日仏条約を含む安政5ヶ国条約について、かなり上手く条約交渉を行ったとも評価できる。不幸だったのは、幕府が勅許を得られずに条約に調印し、その後も朝廷が攘夷にこだわり続けたために、外国人殺傷や外国船砲撃といった無謀な攘夷運動にお墨付きが与えられた格好となり幕府がそれを抑えられなかった点である。開港開市延期交渉によりフランス含む条約相手国に延期の代償として譲歩を行わざるを得なくなったのを契機とし、外国船砲撃・下関海峡封鎖を行った長州藩に対する四ヶ国艦隊による武力行使や四ヶ国艦隊による兵庫開港要求といった示威行動を招いたことが、結果的に、巨額の賠償金支払いや関税率の大幅引下げという我が国にとっての損失にもたらしたとも言える。言い換えれば、攘夷運動は逆に欧米諸国に利益を与えるという皮肉な結果につながったのである。

*27) フランス外務省外交史料館所蔵マイクロフィルム Correspondance Politique Japon P/10241。

*28) 前掲外務省蔵版「大日本外交文書」第三巻703頁。

*29) 以前鮫島尚信初代駐仏日本公使の墓と顕彰プレートの設置についてコラムで書いた際、鮫島が「(1871年)1月27日にフランス国防政府のあったポルドーにてジュール・ファヴル外務大臣に信任状を渡しているという」「本当に大臣本人に信任状を渡したのかは今後の研究が待たれる」と記したが、ダニエル・タバール氏によるとまさにファヴル外務大臣は休戦協定交渉のためパリに居たので、ポルドーに居た鮫島はファヴル外務大臣に直接信任状は渡せず、信任状を外務省（おそらくポルドーの派遣部）に提出した事実をファヴル外務大臣に伝えただけである、という指摘があった。

さらに、勅許を得られずとも行った条約調印やその後の欧米四ヶ国からの様々な要求への対応からは、幕府が攘夷運動との板挟みに遭いつつも、統治者としての責任感から戦争回避を第一として欧米との交渉に当たったことや、攘夷運動の鎮圧のため、申し出があったにも関わらず彼らの武力を借りることを幕府が潔しとしなかったことが分かる。清や阮朝ベトナムのたどった道を見れば、幕府のこうした態度はもっと評価されてよいと思われる。

ともあれ、日仏条約により、貿易の自由化を通じて、例えば、(日本側は消極的ではあったものの) 生糸・蚕卵の輸出を通じて蚕病で大きな被害を受けたりヨンの絹織物産業が支えられたり、日本の美術工芸品の輸出を通じてフランスにおけるジャポニズムの興隆がもたらされたり、さらにその後徐々に増えていく両国間の人の往来を通じて両国の相互理解が進み、一時的には不幸な時期があったにせよ、両国の良好な関係が築かれる嚆矢となったりしたのである。もちろん、条約の不平等性を無くさなければならないという大きな課題が生じたのは事実であるが、1858年の時点で日仏条約を含む安政5ヶ国条約の締結という決断を行った幕府には大いなる先見の明があったと思う。

最後に、今回の執筆に当たっては本当に様々な人に

ご協力いただいた。特に、フランス外務省の外交史料館のイザベル・ナタン文書局公開部長 (Madame Isabelle NATHAN)、及びマリ＝パスカル・クルムノフ氏 (Madame Marie-Pascale KRUMNOW)、ナポレオン治世記念物保存協会 (ACMN) イヴリヌ県代表委員のアラン・アンデルセン氏 (Monsieur Alain ANDERSEN)、「明治と共和国」(République & Meiji) のダニエル・タバール氏 (Monsieur Daniel TABART)、バルサック村シャトー・プロストの所有者ペロマ夫妻 (Monsieur et Madame Antoine et Béatrice PERROMAT)、日仏会館図書室清水裕子氏、カジマヨーロッパの山本おる氏、外務省外交史料館佐久間健氏、外務省欧州局西欧課西田雄一郎氏及び妹尾裕司氏並びに大臣官房国内広報室の皆様、財務省大臣官房文書課広報室北山貴子氏及び元広報室溜渕孝浩氏、在仏日本国大使館赤堀雅人書記官、マリズ・ヴィラルール職員 (Madame Maryse VILLARD) 及びアンヌ・ケルヴラン職員 (Madame Anne KERVRAN)、そして最後まで執筆に御理解を頂いた木寺昌人駐仏日本国大使には心から感謝の意を表したい。

(注) 文中意見にわたる部分は筆者の個人的な見解であり、筆者の属する組織の見解ではありません。なお、文中の日付は旧暦は用いず、すべて太陽暦を用いています。

(お詫び) 2月号掲載分のうち、39頁左段6行目「第7条・第19条とも和文は蘭文と同内容を規定であるため」とあるのは「第7条・第19条とも和文は蘭文と同内容であるため」の、39頁左段11行目「日英条約の蘭文に照らすと日仏条約の蘭文が誤りでが」とあるのは「日英条約の蘭文に照らすと日仏条約の蘭文が誤りで」の誤りでした。お詫びの上訂正します。

(コラム) 在仏日本公使館・大使館の変遷

日仏条約第2条により、日本は、フランスに常駐外交官等を置くことが可能になったが、公使館や大使館の所在地や移動時期については意外と文書が少ない^{*30}。そこで、今回、手を尽くして調査してみたところ、かなりの部分が判明したので、ここに年表の形で整理する。

年 表 (住所は断りが無い限りパリ)

[総領事館・使節団宿舎]

1866年3月5日 将軍徳川家茂が銀行家ポール・フリュリ＝エラーールを日本総領事に任命。住所は372, rue Saint-Honoré^{*31}。なお、父ジャン＝パティストはペルシャ総領事を引き受け、同じ住所を総領事館としていた。

1867年6月13日 パリ万国博覧会使節団を率いる徳川昭武の住居用として53 rue Pergolèseと50 avenue de l'Impératriceの角地の邸宅の賃貸契約をポーランド系ロシア貴族のLeon Hieronim Radziwiłł (ラジウィ

*30) 唯一詳しく調べてある記事は、日仏会館編「日仏文化」第64号(1999年3月)76頁の小野吉郎著「パリ日本大使館と東京フランス大使館の歴史年表」である。今回の年表はこれも参考にしつつ、新たに発見した情報を色々と盛り込んでいる。

*31) フリュリ＝エラーールの住所は商工業司法行政年鑑1870年版(《Annuaire-almanach du commerce, de l'industrie, de la magistrature et de l'administration》1870)1688頁で確認できる。

ウ)の夫人 Zofia Urusow との間で結び(5月7日)、この日から居住*32。徳川昭武はフランスに1868年10月まで滞在。

1870年5月6日 伯爵シャルル・ド・モンブランの日本総領事の立場をフランス外務省が認める。総領事館の住所は、同氏の自宅8, rue de Tivoli (現在の8, rue d'Athènes)*33。前年12月に任命された公務弁理職はフランス外務省に認められず同年11月21日付で日本政府が解任。モンブランの総領事職の扱いがどうなったかは定かでないが、1873年、1876年の全国年鑑には現れないものの、1879年、1880年、1881年の全国年鑑ではモンブランはパリ総領事とされている*34。

〔公使館・大使館〕

1871年7月又は8月頃*35 常駐外交官*36として初めて派遣された鮫島尚信代理公使が、26, rue de la Reine Hortense*37に代理公使館を開設。この通りはavenue Hocheの1879年までの旧称であり、偶然にも、同じ通りにある現在の大使館と極めて近い場所から在仏日本国大使館の歴史が始まったことになる*38。

1872年6月19日 鮫島の昇任に伴い弁理公使館となる。

1873年11月22日 鮫島の昇任に伴い公使館となる。

1874年9月8日 公使館を75, rue Josephineに移転。リール市の市議会議員ソワン・ダルガンビとの間で7月10日に賃貸契約を結んだとされる*39。

1879年8月16日 街路名称変更により公使館の住所が75, avenue Marceauとなる*40。

1906年1月29日 大使館となる*41。

1906年8月16日*42 Vion-Whitcomb夫人より購入*43した7, avenue Hocheに大使館を移転。

1919年12月初め頃*44 大使館事務所を9, rue La Pérouseに移転*45。7, avenue Hochelは大使公邸のまま使用。

1925年10月15日*46 大使館事務所を24, rue Greuzeに移転(1927年に日本政府所有となる*47)。9, rue La Pérouseは領事事務のためにその後も使用が*48。

1940年6月11日 ドイツのフランス侵攻を避け、邦人保護のための担当館員をパリに残しつつ、トゥール近郊

- *32) 外務省外交史料館「続通信全覽 徳川民部大輔政行一件 付仏国博覧会 六」。なお、前掲小野吉郎著「パリ日本大使館と東京フランス大使館の歴史年表」によれば向山一履は37 rue Galléに、随員は30 rue Chalgrinに落ち着いたとある。ちなみに、この向山一履は「外国シヤルゼダフヘル(代理公使)相当の任」を与えられており、また向山の帰国後は栗本鯨が任務を引き継いでいるが、両名ともフランス政府に信任状を提出しておらず、*36にある通り、フランス政府に認められた代理公使は鮫島尚信が最初である。
- *33) 商工業司法行政年鑑1871-1872年版(《Annuaire-almanach du commerce, de l'industrie, de la magistrature et de l'administration》1871-1872) 1785頁。
- *34) 全国年鑑1879年版(《Almanach national》1879) 121頁、全国年鑑1880年版(《Almanach national》1880) 52頁、全国年鑑1881年版(《Almanach national》1881) 52頁。
- *35) 鮫島文書研究会「鮫島尚信在欧外交書簡録」568頁は「鮫島がラ・レーヌ・オルタンス街26番地の建物に公館事務所を開いたのは、恐らく8月になってからであろう」とする。一方で、渡正元著「漫遊日誌」第三輯(田中隆二校訂、齋藤義朗翻刻、平成12年3月、広島市立大学)6頁以降では、ロンドン、ベルリンを経て1870年6月29日夕方にパリに到着した鮫島を渡がその後しばしば訪問しているが、6月30日、7月6日、7月7日は「旅宿」を訪問とするのに対し、7月17日以降は「鮫島の宅」と表現されることが多くなる。ここから考えると、それまでに代理公使館が開かれたのではないかという御示唆を日本銀行横堀裕二パリ事務所長の御父上の横堀恵一氏から頂いた。
- *36) フランス外務省編「外交団構成員一覧(1872年3月7日)」(《Liste de MM. les membres du corps diplomatiques (7 mars 1872)》 par le Ministère des Affaires étrangères) 10頁。日本の外交官として初めての掲載である。
- *37) ラ・レーヌ・オルタンスは、「オルタンス王妃」という意味であるが、これは、ナポレオン一世の弟でオランダ国王のルイ・ボナパルトの王妃であったオルタンス・ド・ポアルネのことである。ちなみに、その息子が皇帝ナポレオン三世である。
- *38) <http://opendata.apur.org>のデータベースEMPRISE BATIE PARISによると、現建物は1851年から1914年の間の建築ということまでは分かるが1871年に既に存在していたかは不明。
- *39) 鮫島文書研究会「鮫島尚信在欧外交書簡録」576頁。
- *40) <http://opendata.apur.org>のデータベースEMPRISE BATIE PARISによると、現建物は1907年築とされる。
- *41) 外務省外交史料館「欧米大國ト特命全權大使交換一件 第一巻」6枚目。
- *42) 1906年8月15日付ル=タン紙5頁(《Le Temps》 du 15 août 1906)に「明日から日本帝国大使館はオシュ通り7番地に移転」との記事あり。
- *43) アニ・ブリエール著「外交に関するアングルのバイオリン(III)」230頁の「日本国大使と萩原徹」。(《Violons d'Ingres de la diplomatie (III) : L'ambassade du Japon et M. Toru Hagiwara》 par Annie Briere, La Nouvelle Revue des deux Mondes)。
- *44) 1919年12月3日付ラ=クロワ紙2頁(《La Croix》 du 3 décembre 1919)に日付は示されていないものの「日本大使館及び講和会議日本全権団の事務所はパリ16区ラ=ペルーズ通り9番地に移転」との記事があり、同日又はその前後に移転したものである。通りの名前は、偶然にもヨーロッパ人として初めて宗谷海峡を発見し、同海峡の英語名(La Perouse Strait)・仏語名(détroit de La Pérouse)にもなっているペルーズ伯ジャン=フランソワ・ガロにちなんでいる。なお、講和会議日本全権団とは第一次世界大戦のバリ講和会議に参加した日本全権団のことであり、牧野伸顕次席全権大使以下は1919年1月18日にパリに到着し、3-5 place VendômeにあったHôtel Bristol(現在あるホテル・プリストルとは異なる)全体を借り切って事務所としていた(外務省百年史編纂委員会編「外務省の百年」上712頁及び737頁)。
- *45) <http://opendata.apur.org>のデータベースEMPRISE BATIE PARISによると、当時の建物は現存せず現在ある建物は1950年築のもの。
- *46) 1925年10月12日付ル=ジュール紙2頁(《Le Journal》 du 12 octobre 1925)に「日本国大使館は弊紙に対し10月15日よりその事務所がパリ(16区)グリス通り24番地に移転するとの紙面告知を依頼」との記事あり。また、石黒敬章・田中敦子・和田博文編「ライブラリー:日本人のフランス体験第1巻 パリの日本語新聞『巴里週報』」61頁の巴里週報第十号(一)大正十四年十月十七日に「大使館移転 去る十五日から24 Rue Grenze (ママ) Paris (16e)」との記事あり。なお、<http://opendata.apur.org>のデータベースEMPRISE BATIE PARISによると、現建物は1900年築で、過去大使館事務所として使用していたものと同じ。
- *47) 前掲小野吉郎著「パリ日本大使館と東京フランス大使館の歴史年表」。
- *48) 国立印刷局「フランス共和国外交官・領事年鑑」(《Annuaire diplomatique et consulaire de la République française》 par Imprimerie nationale)では、1921年版以降パリの領事職の存在が確認でき、1922年版からはその住所が9, rue La Pérouseとされ、1940年版までこの住所が使われている。

ヴェルヌの「ホテル・ノブル」(ママ)に大使館を移転^{*49}。同地でHôtel-Nobleと呼ばれている建物は11, rue Aristide Briand, Vernou-sur-Brenneに存在。

1940年6月16日 さらに戦火を避け、ボルドー近郊バルサクの「シャトー・プレスト」(ママ)に大使館を移転^{*50}。記録に残る地理的な描写はChâteau Prostと一致しており、建物は64, avenue Aristide Briand, Barsacに現存する^{*51}。



現在も残るシャトー・プロスト

1940年6月30日 先発隊はオーヴェルニュ地方の温泉保養地ラ・ブールブルに移り澤田廉三大使はVilla Borghese (50/64 quai Jeanne d'Arc, La Bourboule)に、後発隊は7月3日にバルサクを出てラ・ブールブルの「ホテル・ツーリング」(129, rue de Belgique, La Bourboule、現在はHôtel Au Val Doréとして営業)に投宿^{*52}。

1940年7月6日 ヴィシー近郊キュセの「シャトー・ド・プレール」(Château de Presles, 155, avenue de Vichy, Cusset)を大使館のために借入れ、移転^{*53}。

1940年8月24日 ヴィシー市内(2, quai d'Allier, Vichy)に大使館を移転^{*54}。

1941年6月10日 ドイツ外務省の求めに応じ、パリの大使館を閉鎖し、在パリ日本領事代表(Représentation consulaire du Japon à Paris)の名で2名の館員をパリに残存させることとした^{*55}。

1944年8月20日 ヴィシー政権崩壊に伴い、日本国大使館員ヴィシーを脱出(パリの日本国大使館・関係機関の建物の管理は在仏スイス公使館に委託)^{*56}。8月23日ベルフォール着、続いて9月10日ドイツ・ジグマリンゲン着。1945年4月21日、三谷隆信大使一行ジグマリンゲン脱出、23日スイス入国、25日ベルン着。

1945年11月17日 在仏スイス公使館が保護下に置いていた日本の不動産・動産をフランス外務省に引渡し^{*57}。

1946年1月23日 三谷大使一行ベルンを引き揚げ、帰国の途に就く(駐仏日本外交団のスイス引揚)。

1950年12月15日^{*58} 日本の外交権が停止されている中、フランス政府の承認を得て、パリに在外事務所(Agence du Gouvernement Japonais)を開設。場所は、現在はオルセー美術館となっているHôtel Palais d'Orsay (9, quai Anatole France)。

1951年 フランス外務省が接収していた7, avenue Hocheの大使公邸が返還され、在外事務所を移転^{*59}。

1952年4月28日 サンフランシスコ講和条約発効により7, avenue Hocheで大使館を再開。大使公邸と大使館事務所を兼ねており、手狭としてフランス外務省に24, rue Greuzeの返還を再三要望^{*60}。

*49) 外務省外交史料館「第二次世界大戦関係一件／在留邦人保護避難及引揚関係 第一巻」の「巴里立退の前後1」7枚目。地理的描写は同地のHôtel-Nobleと統一するものの、木造との描写は実際(石造)と異なる。ちなみに、これ以降、1946年までの日本大使館一行の移動・逃避行については有利浩一郎著「75年前、戦火のフランスで交錯した二つの『日本』」(ファイナンス2019年2月号)に詳しく書いたのを参照されたい。

*50) 外務省外交史料館「第二次世界大戦関係一件／在留邦人保護避難及引揚関係 第一巻」の「巴里立退の前後2」2枚目。

*51) 写真は現在の建物所有者のペロマ夫妻(Monsieur et Madame Antoine et Béatrice PERROMAT)に案内頂いたときのもの。また、御主人の御父上が醸造していたChâteau Prostの名を冠したワイン(ソーテルヌ)あり。なお、Château Prostの概要は次のフランス文化省のサイトで見られる。<http://www2.culture.gouv.fr/documentation/memoire/HTML/IVR72/IA00067708/index.htm>

*52) 外務省外交史料館「第二次世界大戦関係一件／在留邦人保護避難及引揚関係 第一巻」の「巴里立退の前後2」5枚目。

*53) 同上6枚目。

*54) ティエリ・ヴィルト著「首都ヴィシー道々案内 1940年から1944年」(《Guide rues par rues Vichy capital 1940-1944》par Thierry Wirth)。

*55) 外務省外交史料館「在外帝国公館関係雑件(在満、支公館を除く)(旧華族会館樓門在米大使館へ移築二関スル件ヲ含ム)／閉鎖関係 第二巻」の「4. 巴里大使館」。ドイツ外務省には当初総領事館の設置を打診したが新規設置を拒否され、曖昧なステータスの領事代表という名称で同意を得ている。

*56) 前掲小野吉郎著「パリ日本大使館と東京フランス大使館の歴史年表」では、「大使館の留守番の代理連絡事務はパリに残留した元三菱商事社員で旭ガラス駐在員だった森田菊次郎のフランス人の夫人(Geneviève MORITA, 3 rue Davioud)が委託され、自宅を仮連絡事務所とした。1950年の萩原徹パリ在外事務所長就任まで続いた」とある。

*57) フランス外務省外交史料館資料「フランスにおける日本代表」(REPRESENTATION JAPONAISE EN FRANCE) E184-1中の1945年11月17日付在仏スイス公使館・フランス外務省の間の調書。この時引き渡された不動産は、在仏スイス公使館の管理下にあった大使館事務所(24, rue Greuze)・大使公邸(7, avenue Hoche)・海軍駐在武官事務所(5, avenue Ingres)・日本人会事務所(7, rue du Débarcadère)である。陸軍駐在武官事務所(1, boulevard Beauséjour)についても在仏スイス公使館の管理下にあったが、貸期限到来により内部にあった動産を7, avenue Hocheに移している。なお、海軍駐在武官事務所は11, square de l'Alboniにあったとの話があり、フランス外務省編「外交団構成員一覧(1940年1月1日)」(Liste de MM. les membres du corps diplomatiques (1 janvier 1940)) par le Ministère des Affaires étrangères)でも同じ住所が確認できるが、上記のavenue Ingresの物件との関係は不明。

*58) フランス外務省外交史料館資料「フランスにおける日本代表」(REPRESENTATION JAPONAISE EN FRANCE) E184-1中の1951年1月16日付太田一郎外務事務次官から駐日フランス大使宛て書簡の写し。なお、開設日を12月16日としている文献もある。

*59) 詳しい返還日は不明なるも、フランス外務省外交史料館資料「フランスにおける日本代表」(REPRESENTATION JAPONAISE EN FRANCE) E184-1中の1951年2月末頃のものと思われる日本政府在外事務所宛のフランス外務省の書簡には1951年第2四半期中に同在外事務所へ返還する意図が示されている。また、同上E184-1中1951年11月8日付アジア・オセアニア局書簡においては、在外事務所の場所が7, avenue Hocheと示され、遅くともこの日までは同在外事務所が移転済だったことが裏付けられる。

*60) 同上E184-1中1952年4月3日付アジア・オセアニア局メモには、萩原在外事務所長が24, rue Greuzeの建物の返還を要望していると記され、続いて同上E184-1中5月8日付在仏日本国大使館からフランス外務省宛書簡で返還要求が行われている。同上E184-1中12月23日付在仏日本国大使館からフランス外務省宛書簡ではフランス外務省から在仏日本国大使館に宛てた7月10日付メモが同建物を12月1日に返還するとしていたのに対し実際には返還されていないため督促を行う内容になっており、さらに12月25日付のフランス外務省内のメモでは同日朝、日本国大使が直接要求しに来たと記されている。

1953年又は1954年*61 フランス外務省が接収していた24, rue Greuzeの建物が返還され、大使館事務所を移転。7, avenue Hocheは大使公邸のまま使用。

1965年 31, rue du Faubourg Saint-Honoréの旧Hôtel Pillet-Willを日本政府が購入。改装工事を行い、1970年4月29日に大使公邸として竣工*62。

1969年2月 大使館事務所を7, avenue Hocheに移転*63。

1984年 日本大使館分室として7, rue de Tilsittを借り、文化広報部等が移転*64。

1993年9月1日 7, avenue Hocheに大使館事務所と同居していた経済協力開発機構日本政府代表部が11, avenue Hocheに移転。

2007年8月～9月 7 rue de Tilsittの文化広報部等が7, avenue Hocheの大使館事務所に再移転。

【参考文献（順不同）】

1. 史料館

(1) フランス外務省外交史料館

日仏修好通商条約の漢字かな混じり文・カタカナ文・仏文・蘭文（各2通）

日仏修好通商条約批准書（日本からフランスに渡されたもの）

同条約批准書交換証書（日本側の形式で作成された漢字かな混じり文・カタカナ文及びその仏訳、フランス側の形式で作成された仏文及びカタカナ文）及びその注解（仏文）

第7条及び第19条に関する第一の証書（漢字かな混じり文、仏文及び蘭文）及び第二の証書（カタカナ文及び仏文）並びにその注解（仏文）

デュシェヌ＝ド＝ベルクールからフランス外務大臣宛の書簡のマイクロフィルム Correspondance Politique Japon P/10241

グロ男爵の書簡群（《Chine 1858 juillet à septembre Mission du Bon. Gros N° 25》《Chine 1858 octobre à décembre Mission du Bon. Gros N° 26》）

パリ覚書（漢字かな混じり文・仏文・蘭文）

フランス外務省外交史料館所蔵資料40ADP1（Japon Affaires Diverses 1862-1868）

フランス外務省外交史料館資料「フランスにおける日本代表」（REPRESENTATION JAPONAISE EN FRANCE）E184-1

国立印刷局「フランス共和国外交官・領事年鑑」（《Annuaire diplomatique et consulaire de la République française》 par Imprimerie nationale）

(2) 日本外務省外交史料館

「通信全覧初編佛國御書翰一」、「通信全覧初編佛國御書翰二」、「通信全覧初編佛國往復書翰」、「続通信全覧 徳川民部大輔欧行一件 付仏国博覧会 六」、「欧米大國ト特命全權大使交換一件 第一巻」、「第二次歐洲戦争関係一件／在留邦人保護避難及引揚関係 第一巻」の「巴里立退の前後1」「巴里立退の前後2」、「在外帝国公館関係雑件（在満、支公館ヲ除ク）（旧華族会館樓門在米大使館へ移築二関スル件ヲ含ム）／閉鎖関係 第二巻」の「4. 巴里大使館」

日向玲理著「『幕末へのいざない』の紹介」（外交史料館報第30号）外務省蔵版「大日本外交文書」

(3) 東京大学史料編纂所

「維新史料網要データベース」（同データベースの検索により「大日本維新史料稿本」を参照可能）

2. フランス語文献（〔 〕内の翻訳名称は筆者の仮訳）

(1) インターネットで閲覧可能なフランス国立図書館蔵書

《Recueil des traités conclus par la France en Extrême-Orient (1684-1902)》 par L. de Reinach〔ド・レナク編「極東においてフランスが締結した条約集（1684～1902年）」〕

《Journal des opérations diplomatiques de la légation française en Chine》 par J. M. Gallery〔ジョゼフ＝マリ・カルリ著「在中国フランス公使館外交業務日誌」〕

《La Chine et le Japon, Mission du comte D'Elgin》, racontée par Laurence Oliphant et précédée d'une introduction par M. Guizot Tome I et Tome II〔ローレンス・オリファント著、フランソワ・ギゾウ著「中国及び日本へのエルギン卿使節録」第1巻及び第2巻〕

《Journal Historique du Voyage Partie I》 par Jean-Baptiste Barthélemy de Lesseps〔ジャン＝バティスト・バルテルミー・ド・レセップス「旅行記」〕

《Le Premier traité de la France avec le Japon》 par Henri Cordier〔アンリ・コルディエ著「フランスの日本との最初の条約」〕

《Les Français aux îles Lieou K'ieou》 par Henri Cordier〔アンリ・コルディエ著「琉球諸島におけるフランス人」〕（1911）

《L'Expédition de Chine de 1857-58, histoire diplomatique, notes et documents》 par Henri Cordier〔アンリ・コルディエ著「1857年から1858年の中国派遣、外交史・注釈・文書」〕

《L'Expédition de Chine de 1860, histoire diplomatique, notes et documents》 par Henri Cordier〔アンリ・コルディエ著「1860年の中国派遣、外交史・注釈・文書」〕

《Notes sur le Japon, la Chine et l'Inde》 par Charles de Chassiron〔シャルル・ド＝シャシロン著「日本、中国及びインドについての記録」〕

《Souvenirs d'une ambassade en Chine et au Japon en 1857 et 1858》 par Alfred de Moges〔アルフレッド・ド＝モジュ著「1857年及び1858年における中国及び日本使節団の回想」〕

《"Religion de Jésus" ressuscitée au Japon》 par Francisque MARNAS〔フランシスク・マルナス著「日本で復活したイエスの宗教」〕

《Les Missions du Japon》 par L. Debroas〔L. ドゥブローア著「日本の布教」〕

《Liste de MM. les membres du corps diplomatiques (7 mars 1872)》 par Ministère des Affaires étrangères〔フランス外務省編「外交団構成員一覧（1872年3月7日）」〕

《Gouvernement de la Défense nationale du 31 octobre 1870 au 28 janvier 1871 Deuxième partie》 par Jules Favre〔ジュール・ファヴル著「1870年10月31日から1871年1月28日までの国防政府」第二部〕

《Journal officiel de la République Française du 11 juin 1874》〔「1874年6月11日付フランス共和国官報」〕

《Bulletin des lois de l'Empire français Premier semestre de 1860》 par Imprimerie impériale〔帝国印刷局「フランス帝国法令集1860年上半年期」〕

《Almanach Impérial pour 1862》〔帝国年鑑1862年版〕

*61) 国立印刷局「フランス共和国外交官・領事年鑑」（《Annuaire diplomatique et consulaire de la République française》 par Imprimerie nationale）の1954年版は大使館事務所の住所を24, rue Greuzeとしており、1953年又は遅くとも1954年には移転していたと考えられる。

*62) ジャック・バルザック著「シャルロット・ペリアンと日本」290頁（《Charlotte Perriand et le Japon》 par Jacques Barsac）。

*63) 在仏日本国大使館に1959年から1996年まで勤務した佐々木三雄元職員がMaryse Villard職員に残した情報による。なお、大使館事務所の移転後24, rue Greuzeの建物には1973年10月1日に日仏文化学院（パリ日本人学校）が開校、小学部は1990年4月1日のサンカンタン新校舎への統合移転までこの24 rue Greuzeの建物を使用していた。

*64) 前掲小野吉郎著「パリ日本大使館と東京フランス大使館の歴史年表」。

《Annuaire encyclopédique》 pour 1867 par le bureau de l'Encyclopédie du XIXe siècle [19世紀百科事典事務局編「百科年鑑」1867年版]

《Annuaire-almanach du commerce, de l'industrie, de la magistrature et de l'administration》 pour 1870, pour 1871-1872 [商工業司法行政年鑑 1870年版、1871-1872年版]

《Almanach national》 pour 1879, pour 1880, pour 1881 [全国年鑑 1879年版、1880版、1881年版]

(2) 上記以外

《Une impossible liaison ? Marseille et le commerce à la Chine, 1815-1860》 par Guy Durand et Jean-François Klein (Revue d'histoire moderne et contemporaine 2010/1 n° 57-1) [ギ・デュラン及びジャン＝フランソワ・クラン著「不可能な関係か、マルセイユと中国に対する交易、1815年から1860年まで」]

《Le traité d'Edo entre la France et le Japon : acteurs et enjeux》 par Eric Seizelet [エリック・セズレ著「フランス・日本間の江戸条約：当事者と論点」]

《Le Premier traité Franco-Japonaise》 par Alain Cornaille [アラン・コルナイユ著「最初の日仏条約」]

《Violons d'Ingres de la diplomatie (III) : L'ambassade du Japon et M. Toru Hagiwara》 par Annie Briere, La Nouvelle Revue des deux Mondes [アニ・ブリエール著「外交に関するアングルのバイオリン (III)」中「日本国大使と萩原徹」]

《Charlotte Perriand et le Japon》 par Jacques Barsac [ジャック・バルサク著「シャルロット・ペリアンと日本」]

《Guide rues par rues Vichy capital 1940-1944》 par Thierry Wirth [ティエリ・ヴィルト著「首都ヴィシー道々案内 1940年から1944年」]

3. 英語文献 ([] 内の翻訳名称は和訳本がある場合を除き筆者の仮訳)

《Narrative of the Earl of Elgin's mission to China and Japan》 by Laurence Oliphant [ローレンス・オリファント著「中国及び日本へのエルギン卿使節録」]

《Great Britain and the opening of Japan, 1834-1858》 by W.G. Beasley [ウィリアム・ビーズリー著「大英帝国と日本開国」]

《The Anglo-Japanese Convention of 1854》 by Grace Fox (Pacific Historical Review, Vol. 10 No. 4) [グレース・フォックス著「1854年の日英条約」]

《The complete journal of Townsend Harris, first American consul general and minister to Japan》 by Harris, Townsend [タウンゼント・ハリス著「ハリス日本滞日記」]

《Negotiating with Imperialism -The Unequal Treaties and the Culture of Japanese Diplomacy-》 by Michael R. Austin [マイケル・オースティン著「帝国主義との交渉、不平等条約と日本外交の文化」]

《Limits of Oceans and Seas (3rd edition 1953)》 by International Hydrographic Organization [国際水路機関「大洋と海の境界 (第三版)」]

4. 日本語文献

外務省記録局編「締盟各国条約彙纂第一編」

山口昌子「巴里の空の下始まった「特別な関係」」(「外交」Vol.48 2018年3月/4月号)

上原令著「19世紀中葉のフランス極東政策と琉球」史料編集室紀要第25号(2000)(沖縄県教育委員会)

坂上脩著「幕末の日本とフランス フランス外務省の日本に関する調査、徳川昭武のフランス語日記、を中心に」法政大学教養部紀要第53号

有利浩一郎著「日本の近代化は肥前武雄から始まった(上)」(ファイナンス2006年5月号)及び「日本の近代化は肥前武雄から始まった(下)」(ファイナンス2006年6月号)

ブレンダン・ル＝ルー著「安政五ヶ国条約」を問うて—開港条約の再検討へ—(大石学編『一九世紀の政権交代と社会変動—社会・外交・国家』所収)

綿貫健治著「日仏交流150年—ロッシュからサルコジまで—」

「原敬と幕末の仏国使節回想録」(吉良芳恵) (「開港のひろば」横浜開港資料館館報第17号(昭和61年11月11日付))

中山裕史著「特別寄稿『レオン・ロッシュの墓をたずねて』」(「開港のひろば」横浜開港資料館館報第21号(昭和62年10月31日付))

中山治一「クリミア戦争の意義—試論」(人文研究第20巻第9号・大阪市立大学大学院文学研究科紀要)

島倉竜治・真境名安興「沖繩一千年史」

石原千里著「オランダ通詞名村氏 一常之助と五八郎を中心に—」(英学史研究第21号)

西堀昭著「フランス外交使節ジャン・バチスト・ルイ・グロ(1793-1870)について(1)」及び「フランス外交使節ジャン・バチスト・ルイ・グロ(1793-1870)について(2, 完)」

西堀昭著「初代フランス特命全権公使ギュスターヴ・デュシェーヌ・ド・ベルクールについて(1)」及び「初代フランス特命全権公使ギュスターヴ・デュシェーヌ・ド・ベルクールについて(2, 完)」

西堀昭著「第2代日本駐劄フランス公使ミッシェル・ジュール・マリー・レオン・ロッシュ(Michel Jules Marie Leon Roches, 1809-1900)について」

西堀昭著「第3代フランス特命全権公使アーンジュ・ジョルジュ・マクシミリアン・ウートレイについて」

川崎晴朗著「明治時代の東京にあった外国公館(1)」、「明治時代の東京にあった外国公館(2)」、「明治時代の東京にあった外国公館(3)」、「明治時代の東京にあった外国公館(4)」、「明治時代の東京にあった外国公館(5)」

野村啓介著「フランス第二帝制下の対日外交政策：日仏修好通商条約の締結をめぐる」

立脇和夫著「幕末明治期におけるわが国通貨主権と外国資本(上)」及び「幕末明治期におけるわが国通貨主権と外国資本(下)」

大蔵省関税局編「税関百年史」

横浜税関百二十年史編纂委員会編「横浜税関百二十年史」

横浜税関編「横浜開港150年の歴史—港と税関—」(三訂版)

外務省蔵版・維新史學會編纂「幕末維新外交史料集成」第一巻、第二巻、第三巻、第四巻及び第五巻

矢田部厚彦編訳「幕末のフランス外交官初代駐日公使ベルクール」(1. に載せたアラン・コルナイユ著「最初の日仏条約」の編訳)

矢田部厚彦著「敗北の外交官ロッシュ」

公益財団法人徳川記念財団「銀印『経文緯武』の報道について(平成30年8月)」

クリスチャン・ポラック著「絹と光—知られざる日仏交流—〇〇年の歴史」(仏文も掲載)

鮫島文書研究会「鮫島尚信在欧外交書簡録」(仏文オリジナルの書簡も掲載)

国立国会図書館ホームページ「鮫島尚信・武之助関係文書(寄託)」(<https://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/samejimahisananobu-takenosuke1.php>)

宮川孝著「ベルギー貴族モンブラン伯と日本人」

日仏会館編「日仏文化」第64号(1999年3月)中の小野吉郎著「パリ日本大使館と東京フランス大使館の歴史年表」

渡正元著「漫遊日誌」第三輯(田中隆二校訂、齋藤義朗翻刻、平成12年3月、広島市立大学)

外務省百年史編纂委員会編「外務省の百年」上

石黒敬章・田中敦子・和田博文編「ライブラリー・日本人のフランス体験第1巻 パリの日本語新聞—『巴里週報』」

国際法事例研究会「日本の国際法事例研究(2) 国交再開・政府承認」

有利浩一郎著「75年前、戦火の戦火のフランスで交錯した二つの『日本』」(ファイナンス2019年2月号)

(完)